

裏面白紙

78

別紙一
一九四七年十二月十九日

特別調達廳
總裁重田忠保嚴

東京連合軍從業員組合連合會
全日本進駐軍要員勞働組合
全國進駐軍勞働組合同盟
連合軍日本人職員組合連盟

連合國軍關係勞動組合事務專從者に對する
給與補助打切り勞動組合事務専從者に對する

期つ但條そはよ一
間いし件の協議正談示當の結果されたる右に關する勸告に對しては表記勞働組合の各代表者、
をて右ととし當の結果されたる右に關する勸告に對しては表記勞働組合の各代表者、
必要は組合官受諾するもとのである。府が左記事項を完全に實施することを、
とすの公職労働組合會の十六原則及勞働組合法の精神にもとづきとを、
る民職労働組合會の十六原則及勞働組合法の精神にもとづきとを、
。主に春議することが必要である猶實施に

特別調達廳

裏面白紙

記

四三二一
イ、其ク第極最低東委員會の確立
専のロ三十六原則のすべての事項の完全なる實行就中第二、
従者に對する政府は責任を以て措置すること。定員制にかかる
従者その他ノシヨブの締結
以上